

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土 居 幸 徳
同 赤 木 一 雄
同 高 橋 雄 大

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区 分	所 管 課	団 体 名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課	岡山市連合町内会	住民自治組織補助金

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和2年11月2日から令和2年12月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和2年11、12月に実施した財政援助団体監査に伴い、所管課の令和元年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

補助金の執行に係る所管課業務について

令和元年度における財政援助に係る補助金の執行事務等について、関係書類等を監査した結果、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。